

景観配慮協議結果通知書

鎌倉景第273号1
令和5年（2023年）6月14日

HORIJUKU 株式会社
代表取締役社長 堀 鉄平 様

鎌倉市長 松尾



次のとおり通知します。

景観協議番号	第5-8号
土地利用類型 の 名 称	海浜住商複合地
景観地区	<input type="checkbox"/> 内 () <input checked="" type="checkbox"/> 外
行為の場所 (地名地番)	鎌倉市腰越三丁目37番2の一部ほか1筆
行為の 種 類	建築物 <input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転
	開 発 <input type="checkbox"/> 土地の区画の変更 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更
特 定 地 区	<input type="checkbox"/> 内 (<input type="checkbox"/> 由比ガ浜 <input type="checkbox"/> 由比ガ浜中央 <input type="checkbox"/> 鎌倉芸術館周辺地区) <input checked="" type="checkbox"/> 外
協 議 事 項	<p><地区の特性・課題></p> <ul style="list-style-type: none">・低中層の住宅が主体で、特に海沿いの低地部は漁港のまちとして発展してきた。・後背には別荘地・保養地の面影を残す良好な住宅地が広がっているが、敷地の細分化・共同住宅・車対応の商業施設への土地利用転換が目立っている。 <p><景観形成基準に係る協議内容></p> <ul style="list-style-type: none">・建築物の屋根及び外壁は基準内の色彩である。・接道部は適切に緑化されている。・擁壁は化粧仕上げである。 <p>以上のことから、当該景観配慮協議対象行為は鎌倉市景観計画を理解した上で計画されているものである。</p>
備 考	